

令和 8 年度

第 3 回 農業委員会総会 議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第3回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月10日（水）午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 14人

農業委員

9人

1番

板橋 利行

3番

小沢 伊知郎

4番

朝倉 一江

5番

太田 裕士

6番

山野 孝一

7番

岡崎 博一

8番

神澤 晶子

9番

小川 治夫

会長 10番

石橋 弘嗣

欠席委員

1人

2番

石井 宏

農地利用最適化推進委員

5人

2番

富田 憲一

3番

皆川 佳広

4番

石井 悦史

5番

大滝 與鷹

6番

平田 秀行

欠席委員

1人

1番

久保田 章

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進 の状況その他事務の実施状況の公表について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について	4件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者照明願について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の 届出について（事務局長専決分）	23件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行 っている旨の証明願について	3件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	岩佐 伸幸
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	本多 浩章
副 主 幹	吹上 裕三
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議長	ただいまより、令和8年度第3回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、議席2番の委員、議席1番の推進委員より欠席の連絡を受けております。農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、議席4番の委員、議席5番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、吹上副主幹を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。 農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。 それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号

事 務 局 長	から報告第3号までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。 議案第1号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、事務局から議案の説明をお願いします。
議 長	はい、議長。
事 務 局 長	はい、事務局長。 「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」 ご説明いたします。 本件は、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を取りまとめたものです。 別冊資料の「別紙様式5」をご覧ください。 1ページのⅠ「農業委員会の状況」につきましては、令和7年4月1日現在における市川市農業委員会の体制と農家、農地等の概要でございます。 次に2ページから3ページのⅡ「最適化活動の実施状況」、1「最適化活動の成果目標」でございますが、(1)「農地の集積」の③「実績」につきまして、令和7年度の農地利用集積面積は229.6ヘクタールで、集積目標の98.5パーセントとほぼ目標通りの結果となりました。 続きまして、(2)「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、目標で定めた「緑区分の遊休農地の解消目標面積」を1.946ヘクタールとしておりましたが、解消した緑区分の遊休農地面積が1.29ヘクタールとなり、目標を下回る結果となりました。 なお、令和7年度における遊休農地面積は、9.58ヘクタールとなっております。 次に4ページの2「最適化活動の活動目標」(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、(2)活動強化月間

	の設定回数につきましては、目標を下回る結果となりました。 次に5ページの「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、目標項目ごとの達成状況に応じた評価結果となっております。本総会で承認が得られましたら、市川市公式Webサイトにて公表するとともに、千葉県および千葉県農業会議へ報告いたします。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第1号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につい

	て」今回の申請は、1件でございます。 議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和8年5月21日でございます。 申請地は高谷1丁目で、地目は畑、面積は267平方メートルです。 区域区分は市街化区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものです。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 調査結果につきましては、ご報告をお願いします。
議席6番委員	はい、議長。
議 長	はい、議席6番の委員。
議席6番委員	現地調査は、令和8年5月28日に農地調査班第3班と農地利用最適化推進委員で行いました。 譲受人は、主にねぎ等の露地野菜を栽培している方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 現況は、休耕地となっており、取得後は譲受人が所有する申請地と併せて耕作していくとのことです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、適正であると認められ、許可相当と思います。 報告は、以上でございます。
議 長	第3班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。

議 長	はい、事務局。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。 また、譲受人世帯の農作業従事日数は３００日であり、許可要件はすべて満たしております。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号は、全会一致により許可することと、決定いたします。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。

事 務 局 長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。 議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。 (1)の申請受付日は、令和8年5月22日でございます。 申請地は国分7丁目で、地目は畑、面積は1,279平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては特定建築条件付売買予定地7棟を目的に所有権の移転をするものです。 続きまして、議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。 (2)の申請受付日は、令和8年5月25日でございます。 申請地は下妙典の2筆で、地目は畑、面積は934平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては車両置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 調査結果につきましては、ご報告をお願いします。
議席5番委員	はい、議長。
議 長	はい、議席5番の委員。
議席5番委員	現地調査は、令和8年5月28日に農地調査班第3班の委員で行いました。 (1)の申請地は、中国分小学校の東側の概ね300メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。

議 長 事 務 局	農地区分については、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で教育施設が５００メートル以内に２施設あることから第３種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロック等で敷地の周囲を囲い、土砂の流出を防止いたします。 汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、宅内汚水最終柵より前面道路側溝に排水、雨水は宅内貯留をし、汚水雨水最終柵に接続し排水します。また、埋め立てはありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします 続きまして、（２）の申請地は、塩焼小学校の東側の概ね８００メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、宅地化の状況が第３種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ１０ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。 埋め立てはせず、敷地内は碎石敷き上部鉄板とし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします 報告は、以上でございます。 第１班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。 はい、議長。
-------------------------	---

議 長	はい、事務局。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 (1)の譲受人は、船橋市に本店を置き主に土地・建物の売買及び仲介業を営む法人です。 当該地は、市街化区域に隣接しており小中学校の教育施設や商業施設が近接しており住環境に適していると判断したことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、資力については、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和8年7月15日に着工し、完了は令和10年3月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続きまして、(2)の譲受人は、大阪府大阪市に本店を置き主に廃材の収集運搬業を営む法人です。 既存の事務所兼車両置場及び廃材の一時置場が手狭なため、車両の移転先を探していたところ、申請地を利用出来ることとなったことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、資力については、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

		転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、隣接地に農地はありません。 工事の予定につきましては、令和８年７月１日に着工し、完了は令和８年７月３１日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。
議	長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 議案第３号につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各	委 員	なし。
議	長	「なし」という声がございました。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（１）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第３号（１）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（２）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。

	よって、議案第３号（２）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 議案第４号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第４号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」ご説明いたします。 議案書の９ページをお願いいたします。 本件は、令和８年５月８日付で、市川市長が指定対象となる「農地等」の認定について、生産緑地法施行規則第１条に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第１班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席１番委員	はい、議長。
議 長	はい、議席１番の委員。
議席１番委員	議案第４号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和８年５月２７日に第１班と農地利用最適化推進委員で行いました。 今回の指定は、４筆、７０６平方メートルです。４筆すべてにつきまして、適切に肥培管理されておりましたので、「生産緑地地区の指定に係る農地」に該当すると判断いたしました。

	説明は、以上でございます。
議 長	第1班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第4号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、1番から4番について、調査報告のとおり回答することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により調査報告のとおり回答することと、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）」、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において専決しましたので、報告いたします。 議案書の11ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和8年5月1日から5月27日までに届出がされたものであり、

議 長	農地法第4条の届出は 11件、18筆、4,963.96平方メートル、 第5条の届出は 12件、19筆、3,670.25平方メートルで、 第4条と第5条の合計は 23件、37筆、 転用面積は8,634.21平方メートルでございます。 なお、詳細につきましては、12ページから16ページ までに記載のとおりです。 報告は、以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告いたします。 議案書の17ページをお願いいたします。 本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。 土地の所在は柏井町、地目は畑、面積は816平方メートルであり、令和8年5月11日に合意解約がなされ、令和8年5月21日付けで農業委員会に通知書が提出されました。
議 長	報告は、以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より、報

	告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。 議案書の１９ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。 令和８年４月２３日から令和８年５月２１日までの間に申請がありました３件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。
議 長	事務局からの報告は以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和８年度第３回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 朝 倉 一 江

委 員 太 田 裕 士
